令和６年度　公文書開示状況（１月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
1	R6.7.28	R7.1.8	電子納付利用者登録申請について （０６江税徴第３０号）	3	1															主税局江戸川都税事務所徴収課
2	R6.7.28	R7.1.8	電子納付利用者登録票 （電子納付利用者登録票発行日：〇年〇月〇日）	1		1									1				【登録コード・パスワード】 　公にすることで、いたずらや偽計等に使用され、今後の税務事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局江戸川都税事務所徴収課
3	R6.12.19	R7.1.9	〇〇市の認可地縁団体「〇〇〇〇」の法人都民税に係る公文書					1											当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため	主税局八王子都税事務所事業税課
4	R6.12.26	R7.1.9	〇〇株式会社から提出された法人事業税及び法人都民税の申告書及びその付随書類（最も直近の年度のものに限る）					1											当該公文書は、実施機関で取得しておらず、存在しないため	主税局八王子都税事務所事業税課
5	R6.12.19	R7.1.10	〇〇市の認可地縁団体「〇〇〇〇」の都税（およそ2011年度から2014年度にかけての不動産取得税）に係る公文書					1											請求に係る公文書については、作成（取得）の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない	主税局資産税部固定資産税課
6	R7.1.21	R7.1.30	標準宅地番号04-104、04-106に係る、令和３年、令和６年、各基準年度標準宅地の鑑定評価書	16		1					1	1	1		1				【不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影】 　偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び当該不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第７条第４号に該当）。 【取引事例の地積及び取引時点】 　公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第７条第２号に該当）。 　公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号に該当）。 　公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない恐れがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたす恐れがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号に該当）。	主税局品川都税事務所固定資産税課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。